

事務連絡
平成27年7月16日

各

管理栄養士養成施設 設置者
栄養士養成施設 設置者

 殿

四国厚生支局健康福祉課長

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について（周知）

日頃より、管理栄養士及び栄養士の養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、別添のとおり、「管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令」（平成27年文部科学省・厚生労働省令第4号）が平成27年7月3日に公布され、平成27年10月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第4号）が平成26年10月に施行され、大学の学部等の設置認可の申請期間が変更されたことに伴い、管理栄養士養成施設の指定審査をより円滑に実施する観点から改正を行うものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、御了知の上、今後、管理栄養士養成施設の指定を受けようとするときは、十分な時間的余裕をもってご相談ください。

記

第1 改正の概要

管理栄養士養成施設指定申請期限の変更

栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号の規定による指定のうち、学校に係るものの指定申請について、大学の学部等の設置認可を受けようとする者の申請期間が当該学部等を開設する年度の「前年度の5月1日から同月31日まで」から「前々年度の3月1日から同月31日まで」に改正されたことに伴い、管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）第3条に規定する管理栄養士養成施設の指定申請手続について、その申請期限を、指定を受けようとする年度の「前年度の9月30日」から、「前々年度の3月31日」に変更するものです。

第2 留意事項

1 実地調査について

指定審査の過程で実施している施設・設備の実地調査については、引き続き書面審査終了後に器具等を含め配置が完了した段階で実施します。また、書面及び施設・設備の審査が終了したものから指定を行いますので、施設・設備の施工スケジュールを勘案し、申請手続を行って下さい。

2 平成28年度に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合について
平成28年度に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合における申請手続については、従前どおり指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで（平成27年9月30日まで）に申請書を提出する必要があります。

3 平成29年度以降に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合について

平成29年度以降に管理栄養士養成施設の指定を受けようとする場合における申請手続については、指定を受けようとする年度の前々年度の3月31日までに申請書を提出する必要があります。なお、審査を円滑に実施する観点から、事前に新規設置の計画を把握することといたしたいので、平成29年度に指定を受けようとする場合は速やかに、それ以降は十分な時間的余裕をもって（指定を受けようとする日の概ね2年以上前に）相談して下さい。

また、管理栄養士養成施設は、修業年限が4年である栄養士養成施設でなければ指定を受けることはできませんので、栄養士養成施設の指定に係る申請も原則必要となります。審査をより円滑に実施する観点から、栄養士養成施設の申請手続についても、可能な限り同時期に申請手続を行って下さい。

4 管理栄養士養成施設又は栄養士養成施設の内容変更の承認を受けようとする場合について

栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第12条の規定による内容変更の承認を受けようとする場合における申請手続については、従前どおり、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の9月30日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の2月前までに、申請書を提出する必要があります。なお、審査を円滑に実施する観点から、十分な時間的余裕をもって相談して下さい。

（参考）管理栄養士養成施設の指定の申請手続が必要な例

- ・管理栄養士養成施設の指定を新たに受けようとする場合
- ・既存の管理栄養士養成施設の設置者を変更する場合（法人の合併や解散等）
- ・学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう）以外の管理栄養士養成施設を学校である管理栄養士養成施設に改組する場合 等

<照会先>

四国厚生支局健康福祉課

TEL 087-851-9566 FAX 087-851-9512

○ 文部科学省
厚生労働省 令第四号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第二十二条の規定に基づき、管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 塩崎 恭久

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年 文部省
厚生省 令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前年度の九月三十日」を「前々年度の三月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

【管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省・厚生労働省令第四号） 新旧対照表】

○ 管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年 文部省 厚労省 令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

	改正後	改正前	
<p>2 (略)</p> <p>(指定申請手続) 第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の前々年度の三月三十一日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一〜九 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(指定申請手続) 第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の前年度の九月三十日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一〜九 (略)</p>		